

可視化の現在 立会いの未来

書評「**弁護士立会権(取調べの可視化から立会いへ)**」日本評論社(2022年4月発行)^{※1}

取調べの可視化・弁護士立会大阪本部 委員 高見 秀一

1 ● はじめに

「本書の特色は、研究者と実務家（刑事弁護人や元裁判官、元検察官）、そして市民が参加して、現状分析、理論、比較法、実践論、制度論の多面的な視点から弁護士立会権実現の正当性と可能性を解明し論証した、まさに総合的研究の書であるという点にある。将来、弁護士立会権が実現されたとき、振り返ってみて、弁護士立会い実現のエポック・メイキングとなる書物であったと評価されることを願って本書を世に送る。」という川崎英明関西学院大学名誉教授の序章^{※2}から、本書は始まる。

そして「弁護人を最も必要とする場面。それが取調べだ。弁護人のいない取調べから、いくつもの冤罪が生まれている」の青色の帯は、「それでも僕はやってない」などの映画監督の周防正行さんの筆による。

本書は「第1部 弁護士立会権がなぜ必要か」（寄稿）「第2部 弁護士立会権の理論」（寄稿）「第3部 弁護士立会権確立への道筋」（座談会）という3部構成で編集されている。

寄稿しているのは、研究者14名（うち1名は台湾の林裕順教授）、弁護士8名（うち1名は韓国の柳光玉^{※3}弁護士）及び村木厚子さんである。

研究者の論考は、主に、法律時報の第92巻10号から93巻1号にかけて連載された論考が集められたものだが、本書のために書き下ろされたものもある。

2 ● 第1部「**弁護士立会権がなぜ必要か**」

第1部には、（元）当事者の立場として、村木厚子さんが稿を寄せている。その中には、「取調べは密室、プロの検事とアマチュアの被疑者がリングに上げられるようなもの。そこにはセコンドに当たる弁護士も、レフリーに当たる裁判官もない。」という実体

験に基づく記載がある。そして村木さんは次のように記載して稿を閉じている。「素人である被疑者・被告人を、プロである検事と二人きりで長時間リングに上げ、そこで検事により作られた調書が特信性のあるものとして裁判の重要な証拠となるという仕組みがある限り、えん罪を生むリスクは消えない。」「その仕組みは直ちには変えられないのであれば、まずは、黙秘権があり取調べには必ずしも応じる義務がない、即ちリングに上がって試合をしない権利があることを保障しつつ、その上で、取調べに応じるという判断をする場合には、公正な取調べと適正な調書の作成を確保するために、セコンドである弁護人の立会いを認めるべきだ。特別部会では、『それでは弁護人が決まらない限り取調べができないことになり、取調べの機能を損なう』との意見があった。しかし、取調べが適正なものでなければならぬことは基本中の基本であり、それを実現するための弁護士立会いの具体的な方途は、関係者が知恵を出し合えば見つかるはずだ。法曹関係者はぜひその努力をして欲しい。」と。

他にも、湖東記念病院事件^{※6}の弁護人であった井戸謙一^{※7}弁護士も稿を寄せている。「私は〇〇さんが冤罪に巻き込まれていく過程をつぶさに検証し、このような冤罪被害を防ぐためには、取調べへの弁護士立会いが必須であると考えてに至った。以下、そのことを詳説する。」という冒頭の記載から、この稿は始まっている。

いずれも、「弁護士立会い」の必要性が、冤罪被害者の実体験として、事実によって語られている。仮に弁護士立会いについて消極論の論者であったとしても、ここで訴えられている「弁護士立会い」の必要性に対して、正面切って目をあわせて異議を唱えることは、誰にも出来ないであろう。

また、大阪弁護士会の片山和成^{※8}弁護士が、自らの実践例3例を報告している。その中の1つは、所持して

いたモデルガンが、「模造拳銃」だとして、「模造拳銃所持罪」で被疑者となった在宅被疑者の取調室内での取調べに実際に立ち会った事例である。他にも警察官の一発問ごとに取調室から出てきてもらい相談した事例が報告されている。現実の実践例の報告はとても参考になる。

第1部の最終稿は、後藤昭教授^{※8}が本書のために寄稿した「弁護人立会権の意味」である。後藤教授は、「検察の在り方検討会議」^{※9}「新時代の刑事司法特別部会」^{※10}「法務・検察行政刷新会議」^{※11}の3つの会議に委員として参加された。その中での議論の経過をまとめつつ、「実現をどう目指すか」という観点からも論じておられる。いつもながらシンプルで論理明快な論考である。後藤教授は、この3つの会議に参加し、議論の過程でこの問題を考える上でいくつかの示唆を受けられ「この問題は法律家間の議論だけでは、前進しないだろう」と述べる。「これまでの3つの会議で、法律家たちの議論は2つに分かれて、対立したままに終わっている。今後の議論でも、この構図が続くであろう。そこで、法律家以外の人々がこの問題をどう考えるかが、大きな影響を持つ。したがって、この改革を実現するためには、法律家でない一般市民に弁護人立会いの必要性を理解してもらうことが重要である。」「そのような説明として、①被疑者の立場への想像力と、②日本の国際的地位（ママ）論が考えられる。」と述べる。

捜査機関が「真実の供述が得にくくなって事案の真相解明ができなくなる」として反対する論拠について「被疑者が自分の言い分を述べるのに、弁護人の立会いが障害となることはなく、むしろ助けとなる。そうすると、ここでいう真実の供述とは、弁護人がいると得にくくなるような供述、つまりは自白のことである。このような反対論は、自白を得ることを取調べの目的とする古い取調べ観に基づいている。」と明快に指摘しておられる。「アメリカ合衆国、欧州、韓国、台湾などで弁護人立会いが制度化されている」「日本の周りの極東で見れば、弁護人立会いをさせていないのは、中国、北朝鮮と日本である。」「アメリカ合衆国や欧州から日本の刑事手続きを見れば、人権や公正という基本的価値観を日本が本当に共有しているか疑わしいであろう。」という指摘も、一般市民に弁護人立

会いの必要性を理解してもらうためには、「取調べへの弁護人立会いが国際標準となっていること」を広く市民に共有してもらうことが、有効なツールとなることを教えてくれている。

3 ● 第2部 「弁護人立会権の理論」

第2部は、理論的検討部分である。第2部には、主に、研究者と大阪弁護士会の有志が定期的に開催していた勉強会^{※12}での議論を踏まえて完成させていった論考^{※13}が集められている。日本における弁護人立会権の理論的根拠を基礎づける6論文^{※14,15,16,17,18,19}や、アメリカ、イギリス、EU、ドイツ、フランス、韓国、台湾における弁護人立会いの制度が詳しく紹介されている珠玉の論文集である。特に、日本における弁護人立会権の理論的根拠について詳しく論じられている上述の6論文^{※20,21,22,23,24,25,26}については、「いざ自分が弁護人立会いを求めることになった際」に、取調官と対応する際には、その前に一読しておけば、自信を持って対峙できると思う。

4 ● 第3部 「弁護人立会権への道筋」

第3部は、小坂井久弁護士の司会による座談会^{※27}である。弁護人立会いという課題について実践と理論の方法の問題点について検討されている。参加者は、石田倫識教授^{※28}、三島聡教授^{※29}、元検事として市川寛弁護士^{※30}、元裁判官として水野智幸教授^{※31}、刑事弁護士としては金岡繁裕弁護士^{※32}とアメリカ留学経験も有する川崎拓也弁護士^{※33}である。金岡弁護士は実際に自分が警察とやり合って取調べに同席した具体的な経験も語っている。川崎弁護士からは、最近の理論的議論状況や、日弁連全体からの事例集約結果なども語られている。

市川元検事がその中で語っているように、おそらく検察は、「そもそも立会権などというものはないのだ」との姿勢であろう。録音録画制度が始まってから、任意性についての争いの件数が大きく減少してきていることも影響してであろうが、裁判所は、水野元裁判官が語っているように、弁護人立会いについては「それは弁護人と警察・検察でやってください」というスタンスなのであろう。

けれども金岡弁護士は次のように発言している。「弁護人の立会いの必要性は依頼者の決断（「黙秘する」なら黙秘すること。「供述する」なら、誤った供述が固

定化されないようにすること) を実行に移せるようにすることに尽きる。依頼者の決断を支えるためにはわれわれがすぐ横にいることが必要だということに尽きる。「弁護士がすぐ横にいるのがベストだということは否定しようがない。」「立会いにしろ準立会いにしろ、やってみれば確実に成果が上がる。雲泥の差だ。その必要性は間違いなくあるので『(弁護士立会いを必要とする) 立法事実がない』などということを二度と言わせないこと。われわれ弁護士は現場でやるのみ。これで依頼者がぐっと楽になる。みなが実践していけば立法事実はあるじゃないかという話になる。あとは学者の先生が理論付けをして後押ししてくれればと思う」。

岡岡弁護士のようにすぱっと割り切って、一步も引かずに捜査機関と対峙できる弁護士ばかりではないかも知れないが、被疑者国選弁護制度にしても、取調べの録音録画にしても、ひとりひとりの弁護人の弁護実践が、これまでの制度を現実に、実際に変えてきたというのは歴史的事実である。そしてその弁護実践(当番弁護士制度、取調べの録音・録画の申入れなど)を引っ張ってきたのは、大阪弁護士会の弁護士だったことも間違いのない事実である。

取調室内の「密室性」は、録音録画の導入によって相当程度改善されたが、「非対称性」の問題は、録音録画したからといって、改善はされないという三島教授の指摘は、「なるほど」と感じた(「非対称性」というよりも、「非当事者(対等)性」と言うべきとも思うが)。

であるからして、弁護士立会いの制度化については、録音録画よりも、さらに、法務・検察からの抵抗が強いであろうが、私もがんばらなくては、と実感させられる座談会だった。

5 ● まとめ

この本は、理論的根拠について突っ込んで論じられているというだけでなく、実際に取調べへの立会いを行った実践例も、相当数挙げられている本である。

弁護士立会いを実現していくための、いわばバイブル^{※34}と言ってよい本である。また、大阪弁護士会の会員が深く関与してできた本でもある。一読の価値がある。

読み方としては、第3部の座談会で、これまでの議論状況や、法的根拠となる規定(条文)についても具体的にわかりやすく語られているので、第3部をまず

読んで、これまでの議論状況や実践例をざっと把握してから目次を参照して、自分が興味のある部分を詳しく読んでみるというのも、読み方の1つかも知れない。

- ※1 編集委員は、秋田真志、石田倫識、川崎英明(編集代表)、栗林亜紀子、小坂井久(編集代表)、三島聡の6名。本体価格4,400円
- ※2 現在大阪弁護士会会員でもある。
- ※3 厚労省の郵便不正事件で起訴され、1年3か月かけて裁判を闘い、無罪判決(大阪地裁2010年9月10日)の言い渡しを受けた。2013年7月から2015年9月まで厚生労働事務次官。
- ※4 「可視化から弁護士立会いへー刑事司法改革のネクスト・ステージー」
- ※5 村木さん、周防さんなどが委員として参加した「新時代の刑事司法特別部会」。2011年6月29日(第1回)~2014年7月9日(第30回)。とりまとめの結果は第30回会議で全会一致で決定された「新たな刑事司法制度の構築についての調査審議の結果(案)。(なお同案は、同年9月18日、法制審議会の総会において採択され、法務大臣に答申された。)
- ※6 大阪高裁2017年12月20日再審開始決定。大津地裁2020年3月31日無罪判決。
- ※7 井戸謙一弁護士(滋賀弁護士会)は、1979年から2011年まで約32年間の裁判官のキャリアを経て退官後、弁護士登録した後、2012年4月から、この事件の弁護人になった。
- ※8 一橋大学・青山学院大学名誉教授
- ※9 2010年の大阪地検特捜部検事による証拠改ざんをきっかけに始まった会議。2010年11月10日(第1回会議)~2021年3月31日(第15回会議)「検察の再生に向けて」(同日付提言)
- ※10 前注5
- ※11 黒川東京高検検事長の賭け麻雀とゴーン氏の国外逃亡後に起きた日本司法に対する批判的な論調をきっかけに設けられた会議。2020年7月16日(第1回会議)~同年12月24日(第9回会議)「法務・検察行政刷新会議報告書」
- ※12 「大阪改正刑訴法研究会」と銘打って、2017年から2021年にかけて大阪弁護士会館及びコロナ禍以降はZoom併用で定期的開催していた有志の勉強会。
- ※13 法律時報92巻10号(通巻1155号・2020年9月発刊)、11号(同1156号・同年10月発刊)、12号(同1157号・同年11月発刊)及び93巻1号(同1159号・同年12月発刊)の4回にわたり連載された。
- ※14 「弁護士立会権の理論と実践の系譜」三島聡大阪市立大学(現在は、大阪府立大学と合併し、大阪公立大学)教授及び小坂井久弁護士(大阪弁護士会)の共同執筆
- ※15 「弁護士立会権の理論的根拠に関する一考察」石田倫識明治大学教授
- ※16 「供述の自由保障としての黙秘権と立会権」淵野貴生立命館大学教授
- ※17 「国際的な人権基準としての弁護人の取調べ立会権とその例外」北村泰三中央大学教授
- ※18 「弁護士立会いの実践と理論的可能性」川崎拓也弁護士と斎藤司龍谷大学教授の共同執筆
- ※19 「取調べの弁護士立会権の制度と実践モデルの構想」秋田真志弁護士と笹倉香奈甲南大学教授の共同執筆
- ※20 伊藤睦京都女子大学教授
- ※21 石田倫識明治大学教授
- ※22 秋田真志弁護士(大阪弁護士会)
- ※23 斎藤司龍谷大学教授
- ※24 白取祐司神奈川大学教授
- ※25 炭谷喜史弁護士(大阪弁護士会)及び柳光玉弁護士(韓国)
- ※26 林裕順教授(台湾)
- ※27 2021年10月10日収録
- ※28 明治大学教授
- ※29 大阪市立大学(現在は、大阪府立大学と統合して、大阪公立大学)教授
- ※30 約12年間の検察官経験のある元検事。現在第二東京弁護士会所属
- ※31 1988年から2012年まで裁判官。その後退官して弁護士登録。現在法政大学で教鞭もとる。
- ※32 愛知県弁護士会所属
- ※33 2016年から2017年にかけて、日弁連の制度でアメリカ留学経験あり。大阪弁護士会所属
- ※34 小坂井弁護士は「あとがき」で「本書は、今後の弁護士立会いに関する議論において、その必読文献になりうるものと自負している。」と述べている(本書315頁)。本当にそう思う。